

年末・年始総合警戒について

① 年末・年始総合警戒とは

行事やイベント等が多く、経済活動や人々の活動が活発化する年末・年始は、金融機関やコンビニなどで発生する強盗事件、高齢者や女性を狙ったひったくり、重大な交通事故につながる飲酒運転、初詣における雑踏事故などの発生が懸念されます。

そこで、県民の皆様へ安全で安心して年末年始を過ごしていただけるよう県警では、毎年12月1日から1月3日の間、防犯ボランティアや関係機関・団体と連携して「年末・年始総合警戒」を実施しています。



警察・防犯ボランティアと連携した年金支給日における防犯活動

② 年末・年始総合警戒の取り組みについて

地域のパトロール強化や、金融機関を始めとする事業者への防犯指導を実施するほか、安心ゆいメールによる防犯情報の発信や県民の防犯意識を高めるため、広報など様々な活動を行います。



青灯車両による防犯パトロール



③ 県民の皆さんへ

慌ただくなるこの時期、一人ひとりが防犯意識や規範意識を高めていただき、事件、事故の被害に遭わないよう防犯活動へのご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ

県警察本部 生活安全企画課 電話：098-862-0110(代表)

パーキングパーミット制度を導入します

① 障害者等用駐車場は専用のスペースです

障害者等用駐車場(♿のある駐車場)は、障害などにより歩行が困難な方、移動に配慮が必要な方の専用のスペースです。高齢者も含め、歩行や移動に問題のない方は、たとえ短時間であっても利用することはできません。

② 車いす使用者は障害者等用駐車場にしか駐車できません

障害のある方、特に車いすを使用する方は、車から乗り降りする際に、ドアを全開にする必要があります。そのため、障害者等用駐車場は一般の駐車場より1メートル程度幅広く作られています。

障害者等用駐車場の不適切な利用があることで、車いす使用者が駐車することができず、困っている現状があります。

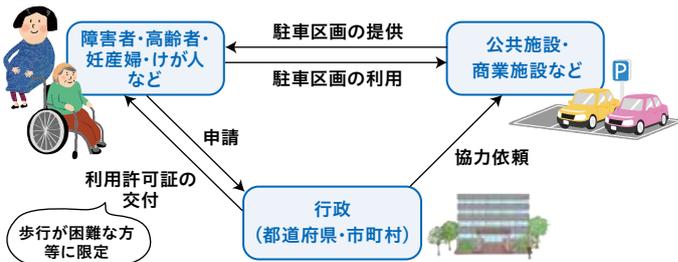


③ パーキングパーミット制度を導入します

県では、障害者等用駐車場の適正利用を図るため、令和4年度中にパーキングパーミット制度を導入します。

パーキングパーミット制度とは、公共施設や商業施設等に設置されている障害者等用駐車場の利用対象者を障害者、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方に限定し、対象者には共通の「利用許可証」を交付することで、同駐車場を適正に利用していただくための制度で、全国40府県で導入されています。

沖縄県パーキングパーミット制度の詳細については、今後、県障害福祉課のホームページなどで案内する予定です。



問い合わせ

障害福祉課 電話：098-866-2190 FAX：098-866-6916

